

第9回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年3月22日(木) 午後4時10分から午後5時15分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員(5人)

吉水 隆
田中 秀和
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 出雲崎町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局 ただいまから第9回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いた

します。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議 長 諸般の報告についてはありませんので、このまま議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について説明します。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

なお、解約された農地の一部につきましては、このあと議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請で上程されるとおりになります。以上になります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、6件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

今回申請があった農地については6ページ及び7ページにある図のとおりとなっております。登記上は境界が曲がりくねっておりますが、実際は直

線状になっております。そのため登記上の境界を実地に合わせようと、お互いの農地のうち相手の側に入っている部分を分筆し、交換したいとのことで今回の申請となりました。なお、番号1と3、2と4、5と6がそれぞれ交換の対象となっております。以上になります。

議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

（委員の挙手）

議長 　　全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 　　続きまして、議案第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて事務局より説明願います。

事務局 　　議案第2号について説明します。

議案第2号 議案第2号農地法の適用を受けない事実確認願いについて、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

申請地の登記地目は田となっておりますが、申請によると30年ほど耕作をしていないとのことでした。地区担当である岡田委員とともに現状を確認したところ、雑木等が生い茂るなどして農地とは言えない状態であり、また再生も不可能であると考えられます。非農地の判定につきましては、新潟県農地部長通達「農地の転用と地目変更事務の取扱いについて（平成15年2月19日農管第475号）」2のアの（オ）【災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの】に該当すると判断いたしました。

議長 　　ただいまの説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3番 　　3月15日に事務局と一緒に現地調査をいたしました。詳細は先程事務局が説明したとおりです。写真のとおり山林及び原野となっており、非農地とすることに関して特段異論はないと思われま。

議長 　　ただいま事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、ご意見、ご質

問のある方は挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、新規2件、再設定8件、合計10件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。以上となります。

議 長 この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第3号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第4号 出雲崎町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について事務局より説明願います。

事務局 議案第4号について説明します。

議案第4号 出雲崎町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、前回2月23日の協議事項の中でも既にご説明いたしました。平成28年度に改正された「農業委員会等に関する法律」の第7

